

東かがわ市規則第**10**号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月**28**日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則（平成15年東かがわ市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当の支給) 第14条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) <u>給与条例第10条第2項第5号に規定する重度心身障害者</u>にあつては、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者 3・4 略 5 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与条例第10条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。 <u>(扶養手当の支給方法)</u> 第14条の2 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は給与条例第10条第2項第2号若しくは第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であ</u>	(扶養手当の支給) 第14条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定による認定をすることができない。 (1)・(2) 略 (3) <u>心身に著しい障害のある者</u>にあつては、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者 3・4 略 5 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与条例第10条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

改正後	改正前
るときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	
3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。	
(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合	
(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合	
(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合	
(地域手当)	(地域手当)
第14条の3 略	第14条の2 略
(住居手当)	(住居手当)
第16条	第16条 給与条例第12条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に	(2) 職員の扶養親族たる者（給与条例第10条に規定する扶養親族で給与条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号

改正後	改正前
<u>生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第10条第2項に規定する扶養親族で第14条の2第1項の届出がされているものをいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たるもの以外のも</u> <u>が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職</u> <u>員</u> <u>(管理職員特別勤務手当の支給)</u>	において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たるもの以外のもが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 (管理職員特別勤務手当の支給)
<u>第39条 給与条例第22条第3項の規則に定める勤務は、勤務に従事した時間</u> <u>が6時間を超える場合とする。</u>	<u>第39条 給与条例第22条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる当該</u> <u>職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 第1種 8,000円 (2) 第2種 6,000円 (3) 第3種 6,000円 (4) 第4種 4,000円
<u>2 給与条例第22条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる当</u> <u>該職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 第1種 8,000円 (2) 第2種 6,000円 (3) 第3種 6,000円 (4) 第4種 4,000円	<u>2 給与条例第22条第2項ただし書の規則に定める勤務は、勤務に従事した</u> <u>時間が6時間を超える場合とする。</u>
<u>3 給与条例第22条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる当</u> <u>該職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 第1種 4,000円 (2) 第2種 3,000円 (3) 第3種 3,000円 (4) 第4種 2,000円	
<u>4 次に掲げる場合には、給与条例第22条第2項の規定による管理職員特別</u> <u>勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務</u>	

改正後	改正前
は、同条第1項の勤務とみなす。 (1) 給与条例第22条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 (2) 給与条例第22条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合 5 略	3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。